

令和5年4月9日執行石川県議会議員選挙
投票にあたっての注意事項

1 今回の選挙で投票できる人

【年齢】平成17年4月10日までに生まれた人

【住所】県内市町に令和4年12月30日以前から引き続き住所を有し、それぞれの市町の選挙人名簿に登録されている人

2 県内の他の市町に住所を移された人の投票

選挙人名簿に登録されている人が、令和4年12月31日以降に県内の他の市町へ住所を移した場合は、市町長が交付する証明書の提示、または住基ネットによる確認により、移転前の住所地の投票所で投票できます。

3 投票時間

投票日（4月9日）の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

なお、一部の投票所（43投票所）では、投票時間が短縮されますので、最寄りの市町選挙管理委員会にご確認ください。

4 期日前投票の利用を

仕事、旅行、レジャー、病気などのため、投票日（4月9日）に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。印鑑は不要で、手続きは簡単です。

【期間】4月8日（土）までの毎日

【時間】午前8時30分から午後8時まで

（なお、一部の期日前投票所では、期間や時間が変更されていますので、詳しくはそれぞれの市町にご確認ください。）

【場所】各市役所・町役場など

（詳しくは、最寄りの市町選挙管理委員会へお問い合わせください。）

5 代理投票・点字投票

【代理投票】心身の故障などの理由により文字を書けない人には、代理投票の制度があります。

【点字投票】目の不自由な人には、点字投票の制度があります。

代理投票あるいは点字投票を希望される場合は、投票管理者に申し出てください。

期日前投票の手続など詳しいことは、市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会（076-225-1282）にお問い合わせください。